

奈良県告示第四百七十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第三項の規定に基づき除却した工作物について、同条第四項の規定により次のとおり保管した。

平成二十七年三月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 保管した工作物の名称又は種類

石像頭部

二 保管した工作物の形状

白色大理石製

高さ 四十二センチメートル

幅 二十五センチメートル

三 保管した工作物の数量

一個

四 保管した工作物の放置されていた場所

高市郡明日香村大字稲渚六九八番先 一級河川飛鳥川河川敷

五 保管した工作物を除却した日時

平成二十七年二月二日午前八時五十五分

六 保管を始めた日時

平成二十七年二月二日午前九時十分

七 保管の場所

橿原市常盤町六〇五番地の五 奈良県中和土木事務所

八 保管した工作物を返還する場合の手続

奈良県中和土木事務所において、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他の当該工作物について権限を有する者であることを証明する書類を提示すること。

九 本件に関する問い合わせ先及び関係図書の閲覧場所

橿原市常盤町六〇五番地の五

奈良県中和土木事務所管理課管理係（電話〇七四四―四八―三〇七三）